

2024年12月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

12月の全体の相談受付件数は計108件で、対前月比では37件減（新車関係2件減、中古車関係18件減、その他17件減）、対前年同月比では7件減（新車関係19件増、中古車関係21件減、その他5件減）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせ等が多く、全体の約30%（32件）を占めており、次いで「中古車専門店」からの問い合わせ等が約23%（25件）、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ等が約21%（23件）となっています。

【相談者の内訳・2024年12月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	56	52	0	108
広告代理店	19	13	0	32
メーカー系ディーラー	15	8	0	23
自動車関係団体	5	6	0	11
中古車専門店	9	16	0	25
中古車情報誌社	0	4	0	4
メーカー	3	3	0	6
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	5	1	0	6

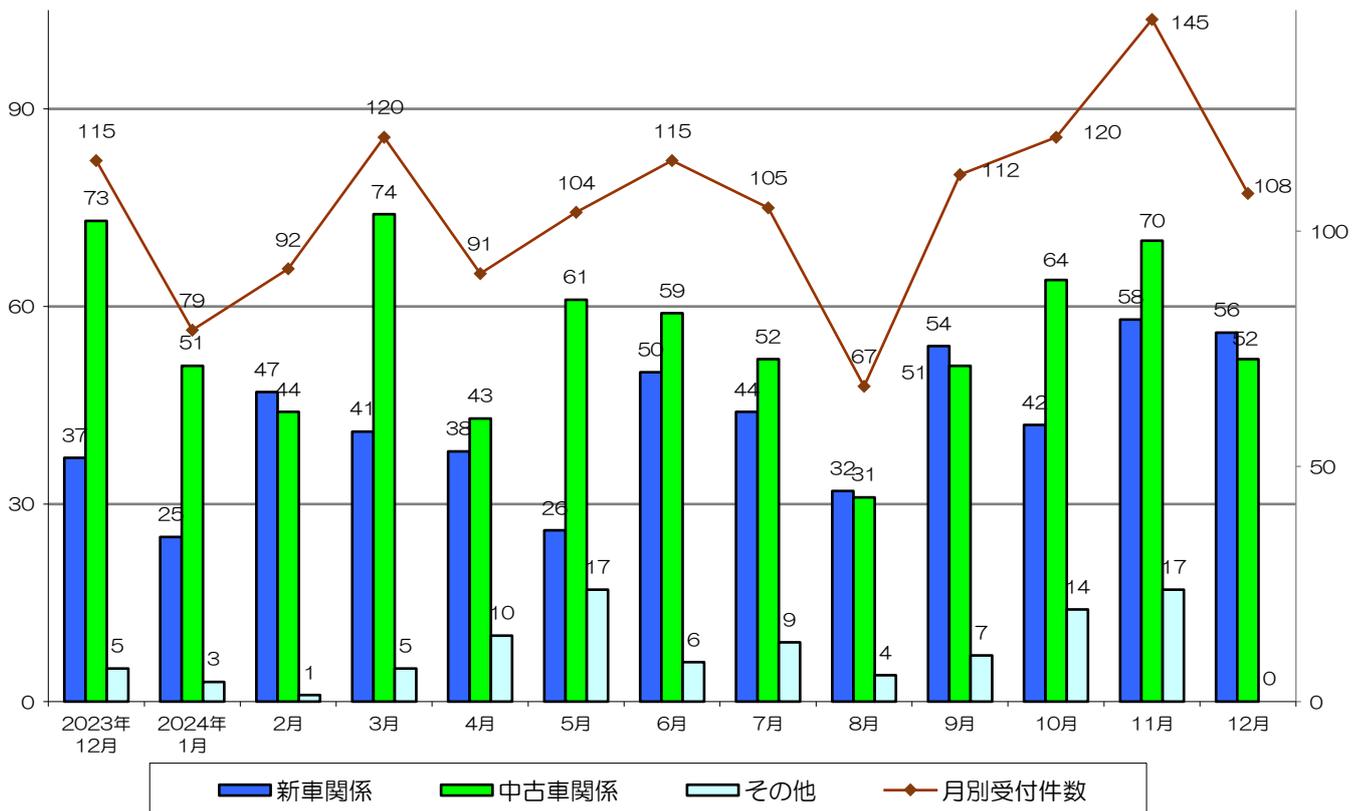


広告代理店からの問い合わせ等における広告主の内訳	
メーカー	5
メーカー系ディーラー	16
中古車専門店	11
その他	0

【相談受付件数の推移・2023年12月～2024年12月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が63.4%（26件）を占めており、「表示方法」や「割賦・リース」に関する問い合わせ等が多く寄せられています。また、景品関係については、「総付景品（もれなく）」に関する問い合わせ等が75.0%（9件）を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	41	73.2%	その他相談	3	5.4%
景品関係	12	21.4%	合計	56	100.0%

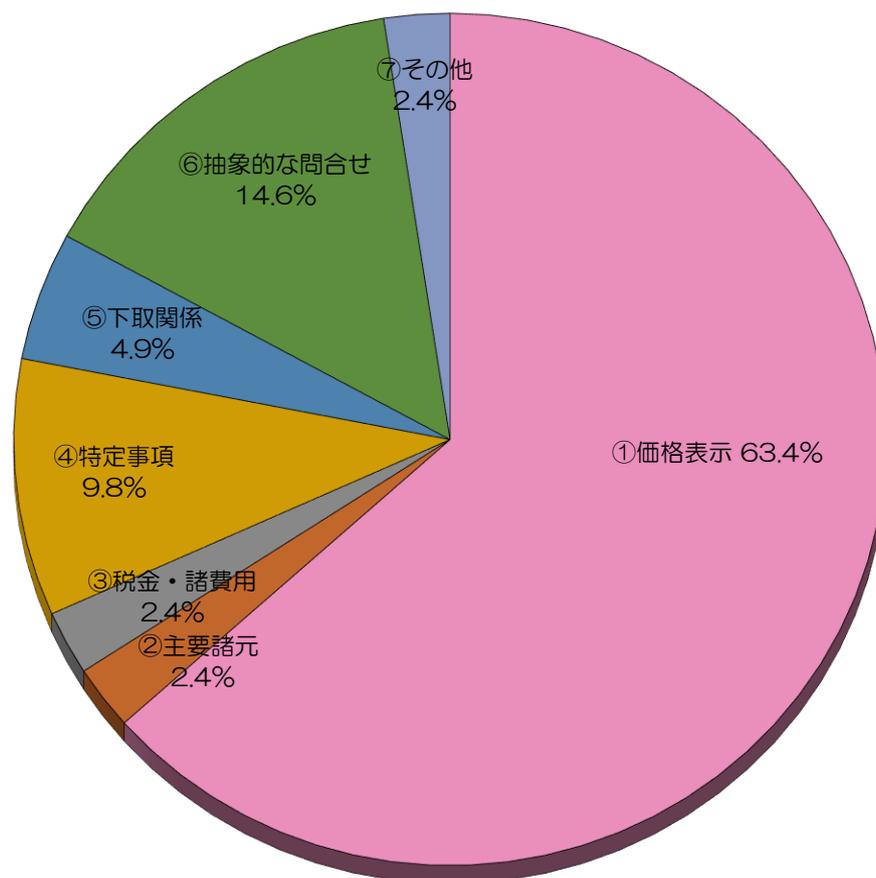
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	26	63.4%	④特定事項	4	9.8%
表示方法	9	22.0%	燃費	2	4.9%
値引き表示	7	17.1%	受賞	1	2.4%
支払い総額	1	2.4%	特別仕様・限定	1	2.4%
割賦・リース	8	19.5%	⑤下取関係	2	4.9%
その他（価格）	1	2.4%	⑥抽象的な問合せ	6	14.6%
②主要諸元	1	2.4%	広告表現の可否	6	14.6%
③税金・諸費用	1	2.4%	⑦その他	1	2.4%
諸費用	1	2.4%	合計	41	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	9	75.0%	オープン懸賞	1	8.3%
一般懸賞(抽選等)	2	16.7%	合計	12	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔紹介者に対する謝礼の最高額〕

Q. 過去に当店で新車を購入したお客様を対象に、新車の購入者を紹介してくれた方に謝礼を提供する「紹介者キャンペーン」の企画を検討しています。この場合の紹介者に対する謝礼はいくらまで可能ですか？

A. 過去も含め、自社との取引の有無にかかわらず、新車の購入者を紹介してくれた方（紹介者）に現金等を提供する場合は、取引に付随した提供に当たらないため、景品類には該当せず、景品規制の対象となりません。

しかしながら、今回のように、紹介者を自社の商品の購入者に限定して現金等を提供する場合は、取引に付随した提供となるため、景品類に該当し、規制の対象となります。

この場合の取引価額は、紹介者が新車など特定の商品を購入した上で（あるいは購入することを条件に）誰かを紹介することが条件となっている場合は、その商品の価額となりますが、今回は、紹介者が新たに商品を購入することが条件とはなっていないことから、当該キャンペーンを告知した後に発生し得る通常の取引のうち最低のものとなるため、来場者に対する総付景品と同様の扱いとなり、提供できる景品類の最高額は6,000円程度となります。

〔ショッピングセンターでの展示会で提供する景品類の最高額〕

Q. ショッピングセンターの一角で出張展示会を開催し、来場者全員にノベルティを配布したいと考えています。ノベルティは、店舗へ来場された際に配布するものと同じですが、問題ないでしょうか？

なお、展示会の開催については、ショッピングセンターのホームページやチラシ広告等でも告知します。

A. 店舗への来場者に対してもれなく提供する（ベタ付）場合の景品類の最高額は、6千円程度となります（店舗で通常取引される商品・役務の最低額を3万円程度として取扱うため、その20%以内の6千円程度が提供することのできる最高額）。

しかしながら、出張店舗で行われる展示会への来場者は、ショッピングセンターへの来場者でもあることから、この場合の取引価額は、ショッピングセンターにおいて通常取引される商品・役務の最低額となり、景品類の最高額は200円（ショッピングセンター内のスーパーの最低額の商品は1,000円未満のため）となります。

したがって、配布するノベルティの価格は、200円以下であることが必要です。

【景品類の提供方法と最高額】

もれなく提供（ベタ付）		購入者	【最高額】取引価額の20%
取引価額	最高額		例) 200万円の自動車購入者 → 最高額40万円 例) 3万円の携帯電話購入者 → 最高額 6千円
1,000円未満	200円	来場者	【最高額】6千円程度
1,000円以上	取引価額の20%		※取引価額を3万円程度として取扱い、その20% ▶ただし、広告掲載商品の最低価格が3万円未満の場合は、その20% ▶単なる来場者ではなく、アンケート回答、査定、試乗等、自動車の取引に関連して提供する場合は、6千円程度まで提供可能

※景品類の提供に関するルールにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

3. 中古車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が41.9%（18件）を占めており、「支払総額」や「表示方法」に関する問い合わせ等が多く寄せられています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	43	82.7%	その他相談	4	7.7%
景品関係	5	9.6%	合計	52	100.0%

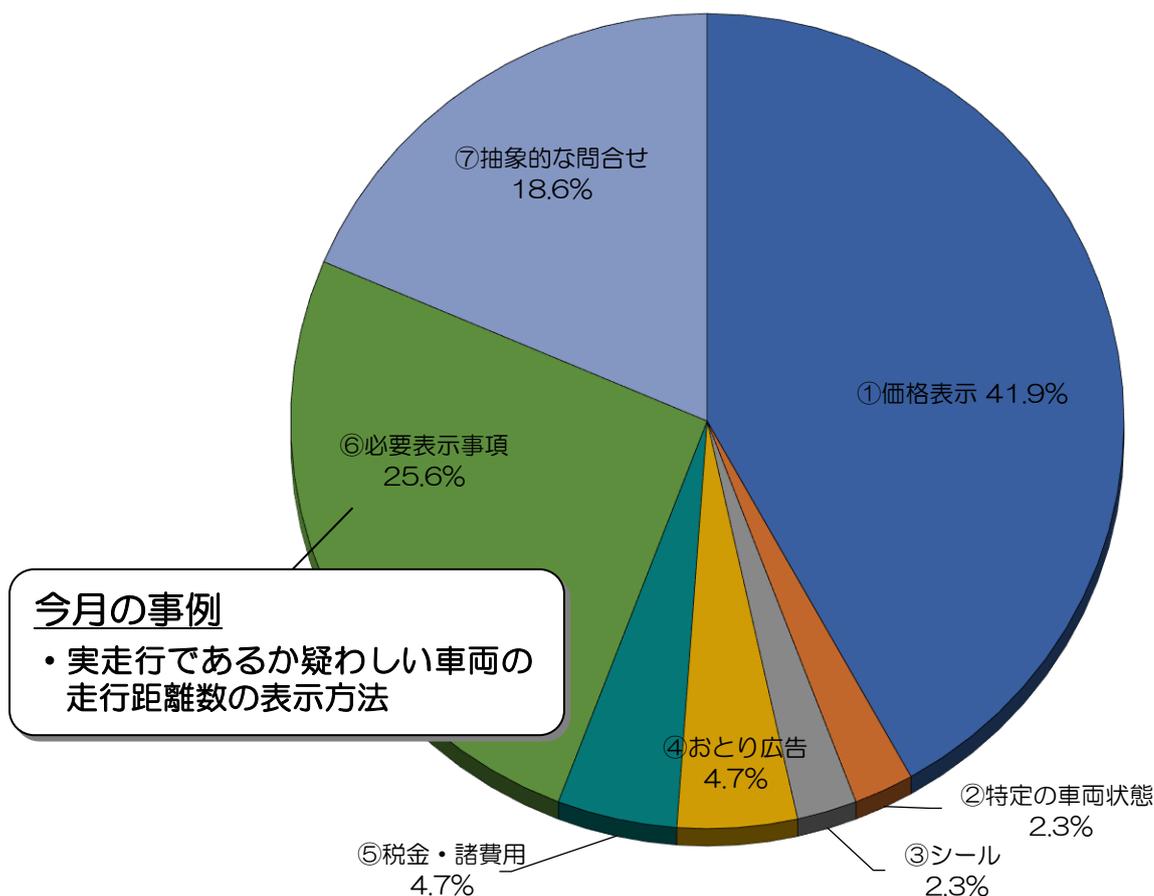
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	18	41.9%	⑥必要表示事項	11	25.6%
表示方法	6	14.0%	使用区分	2	4.7%
値引き表示	1	2.3%	保証の有無	4	9.3%
支払い総額	7	16.3%	整備実施状況	2	4.7%
割賦・リース	3	7.0%	修復歴の有無	1	2.3%
その他（価格）	1	2.3%	必要表示事項全般	2	4.7%
②特定の車両状態	1	2.3%	⑦抽象的な問合せ	8	18.6%
③シール	1	2.3%	広告表現の可否	5	11.6%
④おとり広告	2	4.7%	企画の可否	3	7.0%
⑤税金・諸費用	2	4.7%	合計	43	100.0%
諸費用	2	4.7%			

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	4	80.0%	一般懸賞(抽選等)	1	20.0%
			合計	5	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



今月の事例

- ・実走行であるか疑わしい車両の走行距離数の表示方法

広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔実走行であるか疑わしい車両の走行距離数の表示方法〕

Q. 旧車を販売しますが、年式や車両状態等から、走行距離計に表示されている数値が実走行距離数であるか疑わしいと考えています。走行距離計の交換や走行距離数が逆転していること（改ざん歴）が確認できる記録（書類）等はないのですが、プライスボードにはどのように表示すればよいですか？

A. 走行距離計の交換や改ざん等の根拠となる帳票類や、記録はないものの、走行距離計に表示されている数値が実走行距離数であるか疑わしい車両（走行距離数に疑義がある車両）を販売する場合、走行距離計の表示値を表示することはできません。以下の対応を行ってください。

【プライスボードの走行距離数欄の表示】

▶ 「？」の記号を表示した上で、

① 推定できる根拠*がある場合は、

「推定キロ数」を表示

●走行距離数 ? km(推定 7万km)

② 推定できる根拠*がない場合は、

「不明」と表示

●走行距離数 ? km(不 明)

*推定できる根拠とは…過去の走行距離数が記載されている点検整備記録簿、保証書、走行距離ステッカー等の帳票類等

また、展示車両にはプライスボードと併せて、車両状態を表示するための書面（コンディション・ノート等）に必要事項を記入し、フロントガラスに表示するとともに、購入者には同書面を交付してください。

【コンディション・ノートの表示例】

① 推定できる根拠がある場合

✓走行距離数に疑義があります

走行距離 ? km (推定 7万)km

② 推定できる根拠がない場合

✓走行距離数に疑義があります

走行距離 ? km (推定 不明)km

走行距離数に疑義があるにもかかわらず、その旨をプライスボードや広告、コンディション・ノート等で表示しなかった場合、不当表示となるだけでなく、消費者トラブルの原因にもなるため、表示や書面の交付と併せて、商談等の際には十分な説明を行ってください。

自費表示用			
コンディション・ノート			
このクルマは次のような状態にあります			
No. _____ (自費表示用)			
車 名	使用 歴	自家用・営業用・レンタカー・その他 ()	
型 式	走行距離数	km ()	
初度登録	年 月	車台番号	
<input type="checkbox"/> 走行距離計が交換されています <small>(交換実施年月日 年 月 日)</small>			
走行距離計表示値 () km のものが () km のものに交換されています			
<input type="checkbox"/> 走行距離数に疑義があります 走行距離 ? km (推定)km			
<input type="checkbox"/> 走行距離計が改ざんされています 実走行距離数ではありません			
<input type="checkbox"/> 修復歴があります <small>(注) 修復歴のあるクルマであっても、走行には支障ありません。詳細は販売にお尋ね下さい。</small>			
特記事項 修復歴 (下記の一に該当する部分の補正及び交換)			
<input type="checkbox"/> フレーム(サシメンバー) <input type="checkbox"/> 前/後クランプバー <input type="checkbox"/> 前/後エンジンマウント <input type="checkbox"/> 前/後クランプ(センター及びリア) <input type="checkbox"/> 前/後クランプ <input type="checkbox"/> 前/後フット <input type="checkbox"/> 前/後リア <input type="checkbox"/> 前/後サブフレーム			
<input type="checkbox"/> 整備の必要箇所があります <small>(注) 整備歴のあるクルマであっても、走行には支障ありません。詳細は販売にお尋ね下さい。</small>			
備 考	作 成 者		
販売店	お客様ご署名欄		
上記の内容を確認しました。 年 月 日 署名			
一般社団法人 自動車公正取引協議会			

注意！ 走行メーター改ざん歴車（走行距離数の逆転が判明した車両）であるにもかかわらず、「？」や「走行不明」等と表示した場合も「不当表示」に該当します。

➡ 不当表示や消費者トラブルを未然に防止するため、車両の査定・入庫・仕入時には、前使用者の点検整備記録簿やその他の走行距離数を確認できる書類（オークション出品票、保証書、注文書（仕入時）、走行距離ステッカー、カーチェックシート等）、メーター管理システム等により、必ず走行距離数をチェックしましょう！